

第3回 京丹後市庁舎整備検討委員会 会議録

- 開催日時 令和2年10月22日（木）午後1時30分～午後4時15分
- 開催場所 京丹後市役所 2階 205会議室
- 出席者氏名
 - ・京丹後市庁舎整備検討委員会委員
藤村肇委員、川口勝彦委員、井本勝己委員、下岡啓二郎委員、入江範久委員、森本賢一郎委員、行待佳平委員、齊藤修司委員、森重敬委員、村岡繁樹委員、江浪敏夫委員、森口茂樹委員、藤田一彦委員、中村基彦委員、田崎敬章委員、藤井美枝子委員、大西啓代委員、小林朝子委員、松本純子委員
 - ・京丹後市庁舎整備検討委員会アドバイザー
大庭哲治アドバイザー、水嶋式行アドバイザー
 - ・事務局
川口市長公室長、松本政策企画課長、平課長補佐
山本都市計画・建築住宅課長、安達主任
- 次第
 - 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 会議録確認者の指名
 - 4 議題
 - (1) 庁舎整備・庁舎再配置の推進状況の検討、評価について
 - (2) ワークショップ意見の紹介
 - (3) 資料6 庁舎整備検討資料について
 - 5 次回の委員会日程について
 - 6 閉会
- 公開又は非公開の別 公開
- 傍聴人の人数 5人
- 要旨
《議事経緯》

事務局：皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第3回京丹後市庁舎整備検討委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席をいただいております。誠にありがとうございます。本日の委員会は、京丹後市農業経営者会議の野村委員様からご欠席の連絡を受けておりますが、その他の方については全員出席ということでございます。庁舎整備検討委員会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がありますので本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。それでは開会にあたりまして、行待委員長からご挨拶をいただきます。宜しくお願い致します。

委員長 : 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第3回ということで、月に1回ということで非常に詰まった会合で、皆さんご意見いただいております。この会合で話すことじゃないかなと思いつつ、少しだけ時間を取らせていただきます。最近の情勢の中で、コロナ色々あるんですけども、国の政策、それからいろんな中で go to トラベルだとか go to イートで、先日、（京丹後ふるさと旅行券が）3分で完売するとか、すごくいい傾向にはあるかなと思いつつ、人が集まらない、飲食関係も非常に厳しい状況の中で、回復してきてるなあ、というふうに思っています。そんな話をあつ東京の方に話したんですよ。そしたら叱られて、現実はその甘くなくて、雇用されてない人、収入が無いの方が大変多いと。ふとその時に気付いたんですけども、目線が我々と違って、私はどっちかって言うと経営者目線で考えております。逆に言うと雇用者目線では、少し外れてたかなというふうに考えさせられました。ある意味で、いろんな目線というのは非常に大事なもので、かと言って雇用と非雇用と考えたら、雇用する側がなくなったら雇用できなくなると。そういう勝手な理論もあるんですけども、そういう意味で、どちらかっていうと、どちらもやっぱり考えていかなきゃいけない。第2回の際に、大庭先生の方からいろんな視点の中で、この庁舎の問題にしても利用者目線をまず考える。当然そこで働く職員目線、最後にやはり市民目線で考えなきゃいけない。その3点でやっぱり議論を尽くしていかなきゃいけないというふうに助言をいただいて、その中で第2回話を詰めてきて、今日3回目を迎えるわけです。事務局側でかなりまとめていただきまして、今日の会議を迎えるということで、本日はいろんなご意見もあるかと思いつつ、意見を活発にしていまして、有意義な委員会になるようお願いをいたしまして、最初のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。まずお配りをしております資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の確認)

それでは庁舎整備検討委員会条例第6条第1項の規定によりまして、委員長が会議の議長となりますので、ここからは委員長に議事進行をお世話になりたいと思いつつ、行待委員長、よろしくお願ひいたします。

委員長 : それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず会議録確認者の指名をいたします。京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議録の内容について会長が指定したものの確認を得るものとされていますので、私から指名させていただきます。大変お手数でございますが、丹後町区長連絡協議会の下岡様、京丹後青年会議所の大西様にお世話になりたいと思いつつ、どうぞしくお願ひいたします。それでは議題に入りたいと思いつつ、前回の委員会でもこれまで計画のあつた増築等による庁舎整備と庁舎再配置の二つの計画につ

いて、現状の評価をする回ということでご意見を頂きました。頂いたご意見を事務局の方で整理し、本日の資料で示させて頂いています。その資料につきまして、委員の皆さんにご議論頂き、本日の委員会でこれまでの計画についての評価ということにしたいと考えております。お時間の許す限り、これまでの計画の評価を行った後、庁舎整備・庁舎再配置の今後のあり方についての議論に進んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは次第4のりょうがっこ1庁舎整備・庁舎再配置の推進状況の検討評価について、事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局：（資料1～4、資料7～8について説明）

委員長：はい、ありがとうございます。議論に入ってきてきたいと思います。まず入り方なんですけど、「6つの評価項目とその考察」（資料1）を事務局の方から出して頂いております。大項目が順番にありますので、ご質問ご意見をまずその項目ごとにお伺いをしていきたい。バラバラに意見が出ると收拾がつきにくいので、まず資料1の①災害対応のページにつきまして、まずそこからご質問ご意見を頂きたいと思っております。挙手を持って発言いただければと思います。

アドバイザー：前回の委員会で、想定浸水深のことについてご説明をさせていただいたんですけども、ここに書いてありますように、24時間の雨量が531mm降った場合の現場の河川の状態で起こり得る洪水の深さ、というのを表すものですと説明させていただきました。合わせて、小西川と竹野川の改修工事を今進めています、ということも簡単ですけども説明をさせていただきました。この想定浸水深っていうのは、あくまでも現状でこの雨量が降った場合の想定される浸水の深さ、ということで、河川改修が進んだ場合は当然、河川の断面が大きくなって水が流れる量も増えますので、洪水の深さということも当然減ってくるということが予想されます。ただ河川改修の終期、いつまでするかというのは、京都府の予算を確保して頑張っておっておりますけども、それは今の時点では決まっておられません、公表しておられません。順次進めているところでありますので、河川改修後は、また改めてその時点で想定される最大の雨が降った場合、どれぐらいの浸水があるかということが公表されることになるわけですけども、当然のことだと思っておりますけども、想定される水の深さは浅くなっていくだろうと思っております。それがどれぐらい浅くなるかというのは、今の時点では全く分からないということでもありますので、補足になりますけどもご説明をさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。前回も出ておりました改修によって、微妙に変わってくるという。その都度、公表されるということをご説明いただいた。いかがでしょうか。

委員：建設業から申しますと、低い方の0.5とか2mに関しても凄い事なんで、こんなとこに住もうとは思わ無いぐらいの凄い事が起こってると思うんで

す。だからこの浅い方で2mほど、丹波小学校の5mが来るかもしれないという、想定はちょっとナンセンスというか。最大にね、起こったらどうするか、ということでやっと思えると思うんですけども、これを考慮するならば、そのサーバーとか守る程度しか出来ない。実際問題かけ離れてるとしか考えられないんで、これは参考程度というか、庁舎自体をどっかに移動するなんていうのもちょっと無理な話なんで。皆が引っ越しせんなんよな事が始まるんで、ちょっとこの議論から外れてるんじゃないかという感想を受けます。

委員長 : ありがとうございます。考察の中にも棒線が引いてあるのも、そういう意味合いもあるかも分かりません。あの事務局の方で考察できないという部分もあるかも分かりませんので。そういったご意見が今あったということでお受けしたいと思います。他にございますでしょうか。

委員 : 今のご意見と同じような理屈なんですけど。A案の方が優位ということで、浸水深が若干低いという事だと思えるんですけど。でも2mまで浸かると3mから5m浸かると、それで優位が保てるのかどうかというの、ちょっと疑問に思ってます。どちらも差異は無いというのが私の意見です。以上です。

委員長 : ありがとうございます。他にございますでしょうか。今のご意見としては、差異が無いというご意見ですけど。他にないようでしたら、この議論は打ち切って、次の②市民の利便性、2ページですね。そこに移りたいと思いますがよろしいでしょうか。そうでしたら②の市民の利便性につきまして、ご質問ご意見を賜りたいと思いますがどうでしょうか。はいどうぞ。

委員 : ちょっとした事になるかも分かりませんが、表現の方法として、いかなものかと思った所がありましたので、ちょっと意見として言わせてください。一番下の「市民にとって利用のしやすさ」というところの、市民のところの横に書いてある、この表現方法なんですけど、「本庁に行く機会は少なく、本庁機能集約化による利便性の向上無し。」という、こういう表現を使っていたらと思うんですけど。これはパッと読むと、いかにも本庁行かないので、集約する事に関してどうでもいいみたいにとれたりしたもんですから、表現としては「集約されることによって、いろんな機能がそこにコンパクトにまとまってくれば、移動が少なくて済む」というような、そういった表現に変えた方がいいんじゃないかなと思、意見を言わせてもらいました。

委員長 : これについて事務局、どうですか。

事務局 : ご指摘の通りでございまして、これだけ読むとちょっと誤解を招くような表現になってるのかなと思います。ここで言いたかったのは、本庁機能は集約化されることによって、市民局はそのままあるのであれば、本庁に行かれる方は年に何回もない、というふうな事を前回の審議会でも言って

頂いてましたので、市民にとってその影響は少ないのではないかと、ということが言いたかった事でありまして、「本庁機能集約化による利便性の向上なし」と言うと、そんなんせんでもええじゃないか、みたいな読み方になるので、おっしゃられる通りで、修正させていただきたいと思えます。

委員長 : 他にございますでしょうか。私から尋ねてもよろしいですか事務局に。市民にとってのと、それから利用者にとって、という使い分けってどこですかっていうのは、ちょっと皆さんにもお伺いしてみたいんですけども。とりあえず事務局から。利用者として市民としての考え方の違いってあるんですか。

事務局 : 利用者というのと、市民というのと、違いがあるかという事ですね。その表現には違いは無いんですが、ここの表の、大項目、中項目、小項目の表し方だと思うんですけども。大項目で「市民の利便性」という表現をして、中項目で「市民にとって利用のしやすさ」、市民を細分化して、市民と事業者というのがあるのではないかと、という事で、こういう分け方をしているんですが。利用者という意味では、市民、事業者合わせたものと読めるのかな、と思います。

委員長 : すいません。これアドバイザーに尋ねたいです。第2回目の時にそういう表現されたんで。ちょっとその辺をどういう風に使い分けるのかなと。利用者として市民と。

アドバイザー : 私が前回申し上げたのは、利用者というものは直接、この本庁舎を訪れて何かしらの相談をしたり手続きしたりすると。直接的に利用される方を利用者というふうに申し上げました。市民っていうのは、直接は使わなくても、京丹後市内に住まれている方であれば、当然京丹後市の市政の影響を受けるわけですから、間接的に利用していると。京丹後市に居住したり働く方々にとってどうかという意味での市民、ということです。なので財源とかですね、市民にとっては大事になってくるという意味合いで、前回申し上げました。

委員長 : すいません。私の理解不足。皆さん理解されてるだろうと思います。

アドバイザー : 直接、この議論に関係ないかもしれませんが、先程のご質問いただいた表現、直された方がいいかなと思います。特にその利用者にとって、今現在は利用される機会が少ないという状況かもしれませんが、今後、どちらの案になるにしてもですね、利用の機会を増やしていく、もっと活用してもらおうという意味合いでも考えてもらうことも大事なのかなって思っています。京丹後市ではなくて、別の自治体などではですね、庁舎に公園の憩いの場を設けたりですとか、あるいは相談コーナーを設けたりすることによって、うまく活用してもらおうような工夫もされておりますので、そういうことも京丹後市でも取り組まれると、より利用者も増えるし

利便性という効果も大きくなってくるんじゃないかと思います。以上です。

委員長
委員

: ありがとうございます。他はございますでしょうか。はいどうぞ。

: 今の項目ごとに話していることから、ちょっと的外れかもしれないですけど。今回資料1を中心に説明を聞いていて、ほとんどA案優位という状態で、それはそれでいいんですけど、A案優位ってもののための資料のようにも見えるなっていうのをちょっと感じてしまって。今3回目なのに今更思ったんですけど、何でA案とB案しか今議論してないのか、ちょっと分からなくなって。今のままでいいっていう選択はないのかなって。災害の事とかに関しても、サーバーだったりとか、その72時間の発電だったりとか、そういう建物だけ作るっていう選択とかないんだろうとか。何でA案とB案しか議論してない状況にあるんだろうっていうのを、感じてます。あと市民の利便性っていうことなんですけど、私は行政の方と仕事する事とかもあって、網野庁舎や大宮庁舎に行ったりとかもするんですが、特にそういうことがない人は、本当に本庁機能に用事がないって言っている方がすごい多いです。さっき言った「市民にとって利用のしやすさ」の市民について、行く機会が少なくて言っていた通り、本当に少なくて、少ないって言っていた人たちは、市役所が遠い、何をしてるか分からない、と仰ってて、だから結果どうなってもいいみたいな。前向きに庁舎がどうなるっていうことではなくって、知らないからどうぞやりたいようにみたいなニュアンスもすごい感じています。市役所職員の働き方を、集約化した時にどういう働き方をするかっていうソフト面を練らない状態で集約化してしまうと、市民と本庁機能がどんどん離れていくんじゃないかなっていうのを聞いていて感じました。市民にとっての利便性っていうのは、市役所職員がすごい働きやすくて、有利な借金って言っていた15億をかけてまでやって、仕事が向上して、費用対効果が15億円分もあるっていう事だと思うんです。市民の利便性っていうのは。もしA案とかになる場合、例えば市役所職員とかが、ちょっと項目違うんですけど、例えばこのA案を考えているのも、なんとなく市長から発信みたいな感じなんですけど、庁舎ができる時に働いている市役所職員がどういう思いでこの話を聞いているかだったりとか、自分たち自身がどうやって働いたら今の縦割り状態のものを回収できるかっていう議論がされているのかなっていうこととか、的外れな感想ではあるんですけど、今日全体聞いていて感じたところです。ちょっと答えにくいところ話してしまって申し訳ないです。

委員長

: ありがとうございます。この議論というのは今日始まった訳じゃなくて、当然これが始まって5年6年という議論がなされてきて、今2つの案が出されて議論してるというのがまず大前提でありまして。現状と差はどうかって言うよりも、いろんな条件があった中でのその考察、というふうに

考えてもらったらどうかなと思ってます。事務局から今の意見に対してありますか。

事務局：ご意見を頂きました、例えば今までどおりでも良いのではないかという案は検討しないのか、ということなのですが、これは2回目の時にもこの回の持ち方ということで説明をさせていただきましたけれども、今委員長が言われたようにA案・B案という計画がこの5・6年の中になされてきて、まだ両方とも生きてる計画なんです。それが生きてまま第3案を議論すると、またさらに拡散をしてしまうので、そうではなくてA案・B案という基本計画まで進んだ案について、進捗状況ですとか評価を下してください、というのが一つの目的で、この3回目をそこをまずしていただきたい。その上で、さらに庁舎のあり方という意味で、第3案について議論をしていただけたら、と今までからそういうふうに申し上げてお願いをさせてもらっているところでございます。言われるように本庁機能の大切な所は、職員はどういう働き方をするのか、というそこが見えないことには費用対効果も図れないのではないのか、というご意見は、これはもっともなことでありまして、数字上で見える事、評価だけでなく本庁機能集約化というのは、職員の働き方というものも変えていくものだというふうに思っておりますので、それはまた別の観点のところで議論をする方がいいのかなと思ってます。庁舎建設、本庁機能集約化ということと、今のこの働き方というのを一緒にしてしまうと、全部が一緒になってしまうので議論がしにくいのかなと思います。言われる方向はそのとおりに思うんですが、職員がその考え方に追いついているのかどうなのか、という視点だと思いますので、そこはやっていかなければならないことだというふうに思っています。

委員長：全体に関わってくる問題でもあるんでしょうけども、少し項目をこう細くしたい、というのがありますので、この観点で今ご意見いただきたいというふうに思います。他にございますでしょうか。どうぞ。

委員：先程来の関連なんですけども、委員長さんが市民と利用者という区分けをなさったということで、私も大事な視点かなと思うんです。市民というのは全て指すんですけど、一般的な事務手続きだとか、そういった事が想定されるのかな。それだったら市民局でも十分できるんですけども、私は社協ですから、福祉のサービスを受ける立場からして、両案がどうなのか。丹波小になった経緯は、前市長さんが福祉の拠点という言葉を出されましたので、いろんな福祉関係の団体がそこで情報共有できるのであれば、京丹後市の福祉は随分進展するのかなという非常に期待感を持ったわけです。だから例えば老人組織なり、障害者の組織ですとか、そういったものがそこに行けば情報交換できたり、相談できたり。その辺の視点で両案が本当に差がないのか、あるのか、そういった事をちょっと盛り込んで頂いた方が、福祉という視点から。高齢者が今後増えていきますし、障害

のある方とか支援を要する寄り添い支援総合サポートセンターなんかには、直接その場所に相談に行かないといけないんですね。市民局では駄目なので、そういった部分からの評価というのが、少し盛り込んで頂けたらありがたいなと思っています。

委員長 : ありがとうございます。他にご意見ご質問等、賜りたいと思えますが。盛り込んでいくっていう意味の発言ですので、評価がどうこうっていうよりも、どちらにしてもそういう項目を盛り込んでほしいという意味かなと捉えました。他になかったら次の項目に移りたいと思えますけども、よろしいでしょうか。3ページ目の交通アクセスについての大項目につきまして、ご質問ご意見を賜りたいと思えます。

委員 : 庁舎別台数のところで、A案は丹後文化会館の駐車場を職員用の駐車場にということでしたですけども、今ある丹後文化会館の駐車場はどうなるのか。仮にあそこで平日にイベントなんかをした場合に、お客さんが置ける駐車場が無くなってしまうという事になると思うんですが、その辺はどうかに求められるということですか。

委員長 : 今の質問に対しての事務局、回答お願いします。

事務局 : 職員駐車場としての整備を考えているという事でありましてけれども、丹文で催しがある時には、職員は停めないというような事で、それは今の峰山球場の方ですとか、他の所に停めたりだとか、その日は極力私用車で出勤しないと言ったような事で、催しがある時には使わないという事を前提にしたい、と考えております。

委員長 : ということによろしいですか。他にご意見賜りたいと思えます。どうぞ。

委員 : 来庁者用の駐車場のとこなんですけども。庁舎別の台数で、増築棟のA案の峰山庁舎プラス増築棟が146台。峰山総合福祉センターが62台。B案の方が、なぜか峰山庁舎が74台。少ないです。峰山総合福祉センター54台。増築棟建てた方が駐車面積が減るんじゃないかな、と前の計画の時にだいぶ議論した記憶があるんです。今一般の方も停めておられますので、そこの有料といいますか、ゲートをするとか、そういう駐車場をせなあかんとちがうか、という議論もあつたように記憶してるんですけど。この数字をちょっと教えていただけたらと思えます。

委員長 : その数字の根拠、お願いできますか。

事務局 : あくまでも、全体に言えるんですけども、数字は現状を踏まえた数字を置き換えている前提でお聞き頂きたい。来庁者用の駐車場ですが、増築棟A案の方については、先ほど少し議論にあつたように、職員が置かなくなりますので、その分、来庁者に開放できるという意味で増築棟A案の方は増えてるということです。一方、B案の方については、そういう計画ではありませんので、現場の駐車スペースがこの台数あるという事で、現状だという事で捉えていただければと思えます。

- 委員長 : という説明ですけど、よろしいでしょうか。職員が一切置かないということですね。
- 事務局 : 文化会館の議論がありました但そういうことす。
- 委員 : その意味ですと、文化会館に300台置くから、その分が峰山庁舎は増えますよ、という意味ですね、A案は。B案は丹波小学校104台しか置けないから、その分74台になりますよ、という理解でいいですか。
- 事務局 : B案の方については、峰山庁舎の利用が現状という事で、そこに今でもは職員が駐車をしておりますので、現状がこういう状況だということす、駐車スペースとして考えてるということす。
- 委員長 : よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。そしたら無いようすので、4ページの④行政の効率的な運営、⑤資金計画、⑥整備費の項目に移りたいと思ひますが、ここでご質問、ご意見賜りたいと思ひます。どうぞ。
- 委員 : 質問です。築65年経った場合に、福祉センターあと9年。丹波小あと23年とここに書いておられるわけですが、この年数が来た場合についてはどうされるんですか。例えば取り壊す、いやいやもうちょっと補強をして使うのか、そこを質問したいんですけど。その辺の方向はだいたい出てるんですか。
- 事務局 : 65年経った場合の事ですが、一般的にRCとかそういう建物については、65年っていうところで、一概には全てが65年ではないですけども、耐用的に言われているというふうなことすので、そこに仮定をおいて、資料を作ってるという事す。その建物の状況だったり、或いは先ほどから職員数の話も出てましたが、職員の配置の事だったり、それが近づくまでに、状況も踏まえながらしっかりその議論をしていって、もし建替えが必要な状況になるんだったら建替えていく事になると思ひます。もう少し補強して使い続けるという状況がうまれてるんでしたら、それはそういう利用になると思ひます。あくまでこの資料は、65年をそういう節目として捉えて、という事で説明させていただいたものす。
- 委員 : 仮に増築棟を建てた場合の完成が令和6年ということになりますと、資料3を見ますと、令和10年に65年経つということになると、仮に使えないということになった場合、4年間で新しいものに建替えんなんということに想定されますよね。そうなった場合には、市の財政が、仮にしたら10億円ほど四年間で再度必要になるという計算になってきますけども、その辺はどういうようなお考えをお持ちでしょうか。
- 委員長 : ある程度書いてありますが、事務局説明をお願いします。
- 事務局 : 資料1の4ページの⑥整備費のことだと思ひます。1つは本庁機能集約化に係る整備費ということす、今までから説明しておりますし、将来的な整備費ということす、ここで説明しております。B案については、おっしゃられたように、福祉センターの老朽化、あと9年で完全に使えなくなる

かって言ったら、そうではないと思いますけれども、目安としてはそういう事が考えられるという中では、建替えの可能性が出てくるというあたりで、A案優位という事になってます。その根拠が、資料3の下の方に書いてあるんですけれども、イメージということで、増築棟案、再配置案ということでインシャルコストで最初にかかる費用。峰山総合福祉センターが老朽化した場合、建替え費用は約10億円かかりますよと。増築棟案の方であれば、例えば大宮庁舎だとかに移れる可能性があるのではないのか、ということを書いております。再配置案であれば、移れるというよりも、建替える可能性が高いのではないのか、他の庁舎に配置できる可能性は低い、という書きぶりをしておりますけれども。そうすると35.7億円かかって、実質の負担は21.6億円だという事で、増築棟であれば実質負担が17.3億円ですむところが、逆転現象が起きるといような積算をさせていただいているところでございます。

委員長 : よろしいでしょうか。はいどうぞ。

委員 : あと9年か10年で福祉センターの方が厳しくなることなんですけども、ここの人口表を見させていただくと、10年ぐらいくると約8千から1万ぐらい京丹後市の人口減るわけですよ。そうすると、仮にその部署そのものがそこに必要かどうか、既存の建物で十分収まらへんかなと感じがするんですけども。更に15年ぐらいくると3万人台ですよ、京丹後市の人口は。その辺がかなり縮小していくのに、どうなんかなという、そういったことが視野に入っていないなあという感じがしたんですけど。どっちかと言うと、先程意見があったように、A案に軸を置いたような書き方がされてる感じを受けたんですけど。これから人口も減るし、職員も減るし、そういった中での検討資料が欲しいな、という感じがしました。

委員長 : というご意見ですが、事務局何かありますか。

事務局 : 職員数が人口減少でどうなるのか、というのは資料4と資料7で説明をさせていただきましたように、今現在、なかなか推測することは困難だというふうに思っております。それは今の国の情勢も含めて、行政の需要といえますか、福祉部門っていうのは、減るよりも増えていく傾向に職員はあるような状況があります。それから京丹後市合併して16年経ってますけれども、減っているのは学校とか保育所とか外部、市民局だとか、そこが減っているということはあっても、また業務委託で減っていくとかいうようなことはあっても、本庁の職員が目に見えて減っているという状況はない中で、10年後の人口が1万人近く減るから、職員は何人減るんだということを今現在推測することは、困難というふうに思っています。だから現状の中の数字で比較した時に、A案優位に資料がそういうふうに見受けられるのかも分かりませんが、我々としたら客観的に評価をさせていただいた上での事務局の考察、という事でございます。

委員 : 今の回答は分かるようにするんですけども、むしろ予測はするべきだと思います。職員についても、人口についても。そしたら見えてくると思う。なんか逃げられてる感じがします。例えば合併の時って、962人行政職おられたんですよね。現在は698人ですから、300人ほどは減ってませんけども。これずっと15年10年していったらどれくらいになるかっていうのは予測できると思うんですよね。仮に違っているとかどうかは置いといて。それがあると見えてくると思うんですね、色んな事情が。それから、こないだ市長懇談で久美浜でお話しさせてもらった中で、行政が今までやってきたところを、地域に依頼したらどうだ、というような話がかかり出てました。すでに島根県の雲南市なんかは、水道検針なんかも地域に依頼したりして、今まで行政がやってた事を地域のコミュニティの方に任せますよ、というような形で増やさなくてもいけるような話が出てるんで、そういったことをちょっと視野に入れて検討していかないと。一極集中みたいな方向にここ出てるような感じがしたんで、それどうなのかなという感じがするということです。以上です。

委員長 : ありがとうございます。他にございますか。

委員 : さっきの意見、ごもっともだと思うんですけども。別の意見を言わしていただくと、後世に残すための建物を建てるイメージもあると思うんです。職員の数が減るのは、何人かというのは分からないでしょう。多分減るのは間違いないと思うんですけども、せつかくの合併特例債を活かすために、令和6年を過ぎると（財政措置で）助けていただけない状態が来ると思うんです。そしたら、全部自費でやらなあかん状態が来るよりも、国の特例債を活かした。その大きさの問題です。38億円をかけるとか、丹波小の案でいくと24億とか、かけるお金はちょっと考えるべきだと思うけど、できるだけ特例債を活かした計画を立てた方が、後世のために得なんではないかな、という感想を持ちました。

委員長 : ありがとうございます。どうぞ。

委員 : 資料3の福祉センターの老朽化に伴う増築棟については、大宮庁舎に職員がまだ余裕があるので配置できるから、建て替えはしなくてもいいですよ、それは老朽化65年なってもいいですよ。再配置の場合は、もうギリギリ使ってるから建替えなあかん。だけど、丹後庁舎のことが出てないですね。例えば再配置だって、別に丹後庁舎にいったって、今だっていっている訳ですから、いいんだと思うんですけども。この再配置だけがそういう意味で建替えをしなければいけない、で10億円がオンされる。事業費が上がってくるというのはあたりまえの事。なら例えば、増築棟案の場合は、老朽化した場合放っておくのか。危険が高まっているわけですから、ここで取り壊しするとかいるわけですので、そういうのは。当然オンされると思うんですけど。そこら辺の配慮がないなあというのが1点思いましたのと、それからもう一つが、これ資料7ですね。裏側の2ページの年齢別の構

成表です。これを見ると、だいたい50歳以上の方が230人ほど。10年でこれだけの方がほぼやめられるという計算になるわけですね。その後、補充が多分あると思うんですけども。そうなってくると、かなりの職員さんが現実として減ってくるというのが、見通せるような気がするんですけど。それとこの評価の方の、整備費の話とリンクするので、A案・B案優位ってというのが、ちょっと変わってくるかなと思いがあまして、これは意見ですけど。

委員長 : ありがとうございます。他にございますでしょうか。
それでは一旦休憩をさせていただきたいと思います。

(休憩)

再開します。どうぞ。

委員 : 駐車場の関係で、職員さんからしたら遠いところから出勤されるということですが、増築棟の下の分を駐車場にするとか、地下の駐車場というのは全然出来なかったということでしょうか。

事務局 : そういう事も案としてはありました。1階を駐車場にする場合に、5階建ての建物になるという事で、その経費の部分と日照の関係とかも考えて4階建てになりました。地下も経費がかかってきますので、職員は多少不便にはなりますが、その利便性をどう上げるのか、ということで記述はさせていただいていましたが、職員にとっては不便さは今よりはありますが、前の駐車場をお客さんに開ける方を優先すべきではないのか、という判断です。

委員長 : ありがとうございます。他ございますか。

委員 : 先程から人口が減った場合に、それに伴って職員が減るかというのは、そうではないだろうとは思っているので、国でもそうですけど、議員がそれだけいるのかというのは、なかなか減らすこともできない。将来、減ることばかり考えてると、増築棟というのも考えにくいのかなと思いますが、都市部から人を入れていただいて、京丹後市に来ていただく事の方を先行していただきたいと思います。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : 全体をとおして思った事なんですけど、人口が目に見えて減っていく、という事は税収も減ってくると思うんですけど、合併特例債が利用できる令和6年、体力がある内にお金を借りて税金で賄っていく。集約化によって効率よく業務を行えるようになって、もしかしたら職員の数も見直しになるかもしれない。今後、庁舎を活用してもらうような工夫や取り組みをする、そしたら利用者も増えるのではないかと、というポジティブな面での考え方をするのもいいのではないかと思います。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : 評価項目という事で色々と議論していただいてまして、この項目については事務局の考察のとおり、どちらがいいかといったら増築棟を建てる方

がいい、という事に多分なってくるだろうと思います。その増築棟を建てるという場合に、その増築棟で今の行政課題がいかにか解決できるか。先程もありましたが、増築棟を建てることによって、丹波小学校の活用ができると、そこを福祉の拠点にするとか、地域自治が弱体化しているという中で、それを支援していくような機能が増築によって出来るとか、市民にとって増築棟が自慢できるとか、そんな魅力ある機能。相談機能が増築棟を建てることによって出来ますとか。いろんな機能、夢があるものを盛り込んだ増築棟という、そういう議論をしていきたい。評価項目は十分事務局の方で議論された内容ですし、それはそのとおりだなと思いますし、次の段階へ話が進んでいけたらと思います。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : 先ほどから色々意見が出てますが、A案で賛成です。以上です。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : 私は初めから増築棟には反対です。今ある使っていない所を有効活用するのが一番だと思いますし、各市民局をもっと充実したものにして、大きなお金をかけての整備は反対します。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : 職員数ですが、あんまり意味がないと私は思います。この出ている数字が、正職員の数。行政の常として、これが減ったら臨時など嘱託など入ると私は思っていますから、あんまり意味がないかな、と思っています。5年前になるでしょうか、丹機、観光協会、いろんな市役所に関係のある団体が寄って、A案についてどう思うかという意見交換会があった。全員がA案に賛成しました。もう出来るもんだと思っていたら5年経ちました。見てますと、建設まだ7・8年かかりそう。それまでに選挙があと2回ほどある。はやく結論をだすべきだと思います。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : A案優位というのが評価項目で多かったんですが、A案のデメリットのところで、職員駐車場が遠方とあがっているんですが、遠方というのはかなりのデメリットだと思います。母親だとか父親、小さい子がおられる家庭だと、駐車場が遠いと10分・20分朝早く出なければいけなかったりすると、子どもを送り出せなくなったりする家庭もでてくるんじゃないかと思いますが、残業で夜遅くなり、冬とか寒い中を距離を長く歩いて帰らないといけない事もあると思います。私自身の事ですが、ちょっとの間ですが同じような状況があって、駐車場が遠い場所から職場に通わなければならない事があり、その時はかなり不便でした。A案はデメリットが1つだけなんですけど、デメリットをなくすような検討が必要ではないかなと思います。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : これから新しいものを作っていくのであれば、旧の施設も活用しながら市民が来やすい市役所にしたらいいのかなと思いますけど。国の方も、来年1月からハンコが要らないような、パソコンで申請できるような時代にもなるし、リモートというような事もありますし。森林組合もドローンで測量して、データ入れて面積を出してくる事がだんだんと進んできてます。そういう中で、これからの行政の在り方っていうのも、当然必要となってくると思いますし、サーバーあたりはきちっと守っていかないと、市民の安心・安全にもかかわるので、そういったところも重視して考えられたらいいと思います。

委員長 : ありがとうございます。ほぼ発言いただいたと思います。昨年、私、市役所がどういうふうに機能されてるのかっていうことで、鶴岡市に行った。職員よりも市民の方が多い。そこには、いろんなコミュニティが入っている。エレベーターに乗っていると、市民の方が多いくらい。そんなところもあるな、と感じました。現在の市役所の機能がどうなってるかかっていたら、それぞれご発言いただいたとおりにかなと思います。まだの委員、ご発言いただいたらと思います。

委員 : 健康長寿は丹波小学校にという案で、資料3では改修工事の予定はないでしょうか。資料3見ますと、改修工事しなくても、そのまま健康長寿は活用できるんでしょうか。

事務局 : 旧丹波小にという事ですね。この資料3の中の2つ目に、旧丹波小学校が昭和53年の竣工という事で、65年経つのが2043年、令和25年という事で、23年後24年後には65年が経つという事。その段階で、使用に耐えられなくなったという状況が現れてきた場合には、建替えるのか移転するのか。約25年後になりますと、情勢はかなりその時点では変わっていますので、今の段階ではそれをどうするのかは見通せないと思っています。

委員 : 区長連絡協議会の代表をしており、皆さんがどう思っているのか、特に網野の場合は網野庁舎が取り壊されて寂しくなっている状況です。そんな状況で、網野町内の区長さん方がどういうふう感じているかという事を聞いて、この場で説明しないといけないのかなと思い、区長連絡協議会を開いて区長さん方の意見を聞いて、報告をしようと思っていた。A案・B案のいずれかを、という事でもないようです。ただ、この決着は付けとかなんというのはあるみたいですけど。市長の最初の挨拶を聞いた時、A案かB案かどちらをとる感じもとれなかったですし、合併特例債の事が色々と議論になっていますが、市長はくれぐれも合併特例債の期限にこだわらず、というような事を言われたんじゃないかなという気がしたんです。だから、将来に悔いを残さないような庁舎のあり方について、検討していくという事が大事なんじゃないかなと思います。区長さん方に聞いてきた案は、事務局からワークショップ意見

の紹介の後で報告してくれという事でしたので、そこで報告させていただきます。

委員長 : ありがとうございます。だいたいご意見いただいて、この2案の優位性を判断していかないといけないというのがあるんですが、それプラス我々としては答申を出していく上で、こういう事を付け加えていかないといけない、といったご意見を今後、あと2回ありますので、付け加えていかないといけないと思います。ここでは、A案・B案の優位性をこの委員会としてははっきり方向性を出した方がよかろうかなと思います。皆さんのご意見の中では、事務局の考察があまりにもA案優位が出ていますが、それはちょっと置いておいて、ご意見を伺った中では、どちらも反対、A案優位、B案優位、どちらもあるわけですが、方向性としてはどちらかと言えばA案の方を優勢と判断させていただいてよろしいか。ご異議ありますか。

委員 : A案で、結局、事務局が作られている。事務局の思いがある。第三者が作った場合はどうなのか。というところが欠けている気がします。

委員長 : 事務局がA案を作ったわけではありません。

委員 : A案に軸を置いたものになっている。ほとんどA案優位になっている。私は合併特例債を使ってやるのはどちらも構わないと思いますが、本当にA案なのか。B案のメリットってもっと出てもいいのかなと感じがしてる。例えば、将来、本当に集中型でやっていくのがいいのか、それとも分散型でやっていく方が地域にとっていい、とか出てくる可能性があると思う。デジタル化を国が推進しようとしている中で、一極集中みないな形がいいのか。そこら辺がB案の中にあんまり書かれていない。私はB案がいいとは言っていない、どちらにしても基本的には、令和6年の合併特例債を使っていく方がいいと思っています。だけど、あまりにもB案が弱すぎる。違う方の立場でB案を書かれたら、もうちょっとメリットを書かれると思う。A案がいいみたいに書いてあるので、本当にそれがどうなんかな。5年先、10年先を視野に入れた時に、本当にA案でいいのか、と。結論は知りませんよ、出してもらっても。本当にこんなんでいいのか、と。

委員長 : B案の良さをご意見いただいたらいいと思います。

委員 : だけど、書いてあるのが非常にA案優位の表現が多すぎます。それを見ると皆がA案なのかなという。もう一度、そのへんを平等に書いていただくと判断しやすい。

アドバイザー : この資料だけ見ますと、A案優位が非常に多いですから、A案優位なのかと流されてしまう可能性も無きにしも非ずではあると思いますが。ただ、振り返ってみますと、この評価項目について、皆さんとこの3回の中で議論しながら、項目ごとにA案とB案の事実を記載させていただいている資料と思っています。事実に基づいて、どちらが優位なの

か、事務局案が載っていますが鵜呑みにする必要はなく、皆さんにとっては実はB案優位かもしれない。例えばですよ、資料1の4ページ、⑥整備費で、本庁機能集約化に係る整備費、A案は38.3億円、B案は24.2億円です。B案優位と書いてあります。コストが低いという事実に基づいて、事務局はB案優位と判断して記載している。けれども人によっては、A案は投資として見るならば、これだけの金額を投資して、将来のシンボルとして増築棟を建てたい思いがあるならば、もしかしたらA案が優位になるかもしれない。つまり、皆さんにとって、皆さんのお立場やこの事実に基づいた考えの中で、当然優位は変わると思います。何を申し上げたいかといいますと、事務局は事務局としてこう考えてる、けれども皆さんはどうかっていうことで、この場で議論をして判断をしていくという事だと思います。万が一、この評価項目に抜けている項目があるならば、それはしっかり議論しなければいけないと思いますし、この場でご指摘すべきだと思います。今日の議論を聞いていると、この項目が抜けているという事はそれほど無かったのかな。先ほど福祉の拠点というご指摘がありましたので、それはご検討いただく必要があると思いますけども。それ以外に関して、特段この項目が抜けているという事はなかったもので、今記載の項目、事実に基づいて、どちらが望ましい、どちらの方向性で今後検討していくのかっていう事は進めていくことはできると思います。

もう1点申し上げたいのは、意思決定をある程度するという事になると、当然慎重になりますし、より詳細な情報に基づいて判断したいと誰もが思います。それを待ちますと、時間もかかりますし、タイミングを逃すという事もあります。この辺のバランスは委員会の中でしっかりと見定めないといけないと思いますし、デメリットの部分をいかに少なくするという議論は別途必要だと思いますので、それはそれで、もし仮にA案であればA案、B案であるならばB案、という形で、先程、委員長からお話もありましたけども、案に対して追加項目として市長に答申する、という形で申し上げたらいいのではないかと思います。以上です。

委員長 : ありがとうございます。そうでしたら、今日の議論を踏まえまして、結論を出す事よりも、この場の感じとして付け加える事もたくさんあるという事で、次回、もう一度再考していただいて、11月の時にはA案・B案という事も含めて、プラスこういう項目も必要だ、という観点を皆さんに議論いただいて、まとめていきたいと考えたいと思います。

委員 : 事務局案の考察のところは初めて今日出てきた。アドバイザーもおっしゃったように、丹波小学校の福祉の拠点施設という事はこの項目には落ちています。B案の方が優位性が高いというの也有ります。我々の意見も反映させていきたいと思います。各項目で個々の意見があると思

ます。区長会の代表で来ていますので、みなさんの意見も参考にしながら、反映させていきたいなと思います。次回までに、そういう形ができますようにお願いがしたい。

委員長 : 事務局の方でとりまとめができますか。みなさんのご意見がある場合に、何日までに。

事務局 : 例えば、それをするとした時には文書を出して、いついつまでにこの事の意見をください、とか。例えば1週間程度だとか。次が11月10日ですので、それに間に合わせて。個々の思いがあるとは思いますが、事務局としての考え方というの、また言わしていただかないといけないと思います。先ほど、旧丹波小学校の福祉の拠点、というのがありまして、それは旧丹波小を改修する際に、要望頂いて、検討しましたが、今のスペースからは福祉団体に入っただけのようなスペースの確保はできない、ということで今の再配置の計画は出来ています。会長が言われてたのは、福祉の拠点化を図れるような事があるならば、そちらの方が優位では、と言われていたので、そこの差なんだろうと思います。事務局だから色々な事が分かる部分もありますので、ご意見をいただいても、それに対して事務局の考え方、考察をさせていただきたいと思えます。

委員長 : 今まで議論をお聞きしていますので、言い足りない、項目に無い部分も含めて、ただ総合計画とかに関わる部分はそちらに任せなきゃいけないわけですから、ここでは庁舎建設という観点に立って項目をだしていただく、ということで。事務局いいですか。1週間以内ぐらいに提出をいただくということでいいですか。それで考察を再度して。

委員 : 1週間では無理。次回委員会の1週間前ぐらい。

委員長 : 今月中でいかがでしょうか。

アドバイザー : お聞きになることは大事なことですけども、評価項目は、皆さんご納得の上で評価をしてきたのではと思います。明らかに抜けている項目があるならば、あがっているはずで、それがあがらない状況の中で本日を迎えて、A案・B案という事務局が把握している状況を記載して、それを比較したという事です。懸念している事は、いろいろな方々にお尋ねをして、評価項目が細分化されていく可能性があります。そうなってくると、議論が発散する可能性を心配しています。基本、この大中小くらいのレベルで、当然、慎重になってA案・B案あるいはダッシュ案、別の案を検討することは望ましい事ではあります。時間との制約ですとか、合併特例債の意思決定のタイミングとかを踏まえると、概ねこの評価項目の中で判断していく必要があると私は思っています。明らかに抜けているということであれば、ご指摘いただければと思います。この評価項目で、皆さんもご理解いただいた中で、判断することになりますので、広げすぎるのもどうか、と危惧しています。

委員長 : あくまでも、この考察の中という意味で申し上げていた。総合計画みたいなことで判断すると、それはここの項目ではない、と思います。そういう意味で、まだ、あげていないものがあるなら、出していただいたらと思います。

委員 : 久美浜町の区長協議会が今月ありました。この話をださしてもらった。案についてはどちらでもいいんですが、市民局そのものが弱体化することを懸念しています。そこのところはどうですか。例えば、A案であれば集中していて、周辺については、遠方の久美浜町、丹後町は取り残されていくように思う。以前のまちづくり委員会なんかでも、市民局の強化に取り組んでいただいた経過がある。先ほどの話では、市民局の人数が減っていると。最低限維持されている状態であれば、非常に懸念されます。だから、一極集中になっても、市民局は機能させていく、市民局長の権限も今以上に持たせるということであれば、特に反対はないです。B案の再配置の方が、そういう事になるのであれば、そっちの方がいい、という意見だった。その観点はどうなるのか。

委員長 : 私から申し上げますと、それが総合計画的なことです。それを言い出すと、ここでは判断できない。お願いは附帯事項かなと思います。

委員 : 先ほど、市民局の人数が減っている、というのがあった。

事務局 : 合併後の状況の中で、職員は減ってきている。ここ近年はそんなに変わっていない。何回も繰り返しますが、A案・B案の中で考え方に市民局に差は無いんです。A案・B案のどちらも集約化しますが、旧丹波小を活用するのか、増築棟を建てるのか、という差があるということです。そこで市民局をより機能させるという事は変わらない、ということで判断していただけたら、と思います。

委員長 : それでは、委員からご意見をいただくという事で。よろしいですか。それでは、次第の(2)ワークショップ意見の紹介、事務局から。

事務局 : (資料5について説明)

委員長 : これは紹介ということで。こういうご意見があったという事で。では。

委員 : 先ほども申し上げたんですけども、網野町区長連絡協議会の区長さん、浅茂川区の区長さん、どういうふうな思いしておられるのかなという事で、庁舎整備検討委員会で議論している事、資料を含めて説明をさせていただいて、どう思うか聞いたんですけども、同じような内容についてはまとめ、7つの意見として紹介したいと思います。

1つ目。既に網野町も取り壊された。今では雑草も生えて、町の中心部がガランとして寂しさを感じる。一か所に大きな庁舎を建設して集約化を図れば、他の地域が寂れて過疎化が進行するし、ひいては地域全体の活力も失われる。網野町区長連絡協議会では、平成30年の4月に庁舎跡地検討チームを、そして同年12月に「あみのみんなのスペース未来ラ

ボ」略して「あみラボ」と言っていますが、組織して約2年間に渡り先進地の視察や4回のワークショップ、高校生と地域住民の意見を聞きながら、多くの方々の意見を反映させた網野庁舎跡地活用整備基本構想をまとめ、今年3月に市長に提言書を提出している。この施設は地域の核となり、賑わいの拠点として住民が育て、関わり続ける市民交流広場、通称「スペースあみラボ」と、明るい未来を拓き世代間交流を生み、まちづくりを進める市民交流センター、通称「コフーン」を整備する内容であるが、地域の活性化に繋がる拠点施設として、是非とも本庁舎問題の検討とあわせて、この構想実現に向けても検討していただきたい。

2つ目。第2次京丹後市総合計画でも、本市の中心をなす南北軸、大宮町、峰山町、網野町が市街地ゾーンとして位置付けられている。その3町が都市計画区域にも指定されている。網野町から本庁機能がなくなる事は、地域の均衡ある発展の方針に外れる事になる。網野町に本庁機能を残して欲しい。

3つ目。学校は無くなる、庁舎は無くなる。こんなところに子どもに住んで欲しいと思うだろうか。子どもに帰ってきて欲しいと思うだろうか。

4つ目。増築棟案は、職員の駐車場の問題が大きい。1か月とか半年、辛抱してという事ならまだしも、新しく建設しようとしてる増築棟は何十年と使用するものなので、文化会館の駐車場とか、旧吉原小学校の駐車場というのは全く話にならない。また、現在の場所は大きな道路沿いでもなく、一方通行もあったりして、大変分かり難い。峰山町以外の市民に、峰山庁舎の場所が分からない人は多いのではないかと思うし、説明するのも難しい。峰山駅から峰山庁舎までの道を説明するのも、ややこしくて説明できない。それから、集中豪雨があつたら、今建っている庁舎は浸水するかもしれないという事だが、新しく建設する庁舎は浸水しない所に建てるべきだ。これが自分の家だったら、水に浸かるかもしれない場所に建てるものはいないだろう。

5つ目。庁舎建設に多くのお金をかけるなら、市民局の職員を増やすとか、高齢者に優しい行政を充実するとか、そういったことにお金を使って欲しい。

6つ目。市民局を無くしてもらったら困るが、本庁一か所でなければならぬ、というものではないと思うし、何処にあってもいいのではないか。国はデジタル庁をつくると言っているし、今後ICT情報通信技術等の活用が進んでいくと思う。本庁に用事があるなら、市民局に行つて、本庁とオンラインで繋いでもらったらいい。

最後。パソナグループが、東京にある本社機能の一部を淡路島に移転するという事で、首都圏の企業の中でも、本社を地方に移転しようとする動

きが広がっていると言われている。予想もしないような大きな災害等の被害に備えて、庁舎の分散配置を考えることは必要なのかもしれない。

そんな意見がありました。このA案・B案という事の一応は説明はしたんですけれども、やっぱり、実際に今まであった庁舎が無くなって、率直な網野町の方々の思いを区長さんが聞いたものが、今述べたとおりです。どうしてもA案・B案でいくのか。合併特例債の事もあるので、どちらかでいかないと、しょうがないのか。しかしながら、将来に悔いを残さないように庁舎建設をお願いしたい、という意見でした。

委員長 : 時間もおしていますので、最後、資料の説明をお願いできますか。資料6。

事務局 : (資料6について説明)

委員長 : 全く新しく建てる場合の想定案とご理解いただけたらと思います。あくまでも、こんな感じのものしか想定出来ない、ということで参考までに。

委員 : 数字の確認なんですけど、建設費約70億円に対して、実質負担78億円は間違いはないですか。

事務局 : そのとおりで間違いありません。起債が合併特例債ではなくて、違う種類のものを想定していますので、借りた分は利息がついて、78億円という想定になりました。あわせて、資料の一番下の考察の説明をさせていただきます。ポツの4つ目です。今想定している地方債は一般単独事業債でして、それは起債対象額の75%の借入になります。ですので、起債の対象額かける75%をしますと、48.3億円を借入金としまして、残りが現金として必要な手持ちの資金、21.7億円という事で、そういった事になりますと、庁舎整備建設基金の設置など計画的な資金の確保が必要というところで、考察の方は書かせていただいています。

委員長 : それでは、時間も来ておりますので、事務局に進行をお返しします。

事務局 : それでは次回の委員会の日程につきまして事務局からご説明させていただきます。

(次回の日程を説明)

事務局からの連絡は以上でございます。それでは、本日の委員会を終了させていただきますが、閉会にあたりまして藤井副委員長様からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

副委員長 : 本日は皆様、長時間に渡りまして貴重なご意見いただきましてありがとうございました。庁舎整備は、市の職員が効率よくお仕事する事が、市民のサービスの向上と利便性に繋がるのではないかという面があるのではないかと思っております。次回、11月10日、そして後、5回目があります。本当にお忙しい中、ご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は皆様、ありがとうございました。

事務局 : ありがとうございました。本当に熱心に長時間、ありがとうございました。委員の皆様につきましては、お気を付けてお帰りいただきますよう、よろしく願いいたします。